

② 寄附者の証言と一致するのに、事実の確認がとれていないというのは何故か。

確たる証拠がないと実証できないので「確認が取れていない」と警察から聞いています。

③ 町の調査で知り得た事実は全て警察に伝えていると言っているのは、何時か。

平成24年7月12日に社協が被害の届け出を行い、その後、警察から各種の資料の提供が求められ、町長名で提出しています。

④、③の事実は社協や議会や被害者に伝えたか。

お話しできる事は社協、議会に伝えています。警察の捜査に影響することは伝えていません。

⑤ 過去の質問に平成23年以前に紛失はないと確信しているのはなぜか。

平成23年以前は、このような問題が起こっていなかったからです。

⑥ 当時どうやって4件目の被害日を確認し、警察へ出勤簿を提出したのか。

津山警察署からの指示で当初まとめて提出しているのを、被害日の把握はなくても出勤簿の提出はしています。

⑦ 町の調査で知り得た事実は修正なく警察に誰が何回提出しているか。

新たに知り得た情報は、当時の課長が修正なく津山警察署に提供し、確認できるもので、平成24年に4回、26年に1回、29年に1回です。

⑧、⑦を社協へ随時伝えているか。伝えていません。

⑨ 町が寄附金預かりを業務として行い、寄附金を紛失し弁償もせず、社協に被害届を出させたのは本当か。業務違反ではないか。

本当です。業務違反にあたらないと思います。

⑩ 預かり業務は他にあるか。

日本赤十字社、義援金等です。

⑪ いづ被害調査として受け付けたのか。

津山警察署に確認したところ、被害相談を受けた日で、事件を認知した日ということでした。

⑫ 被害者は社協と寄附者で、加害者は町だと思うが。

町の窓口で寄附されたものが、鏡野町社会福祉協議会に届いていないのが事実で、町という自治体に加害者とは思っていません。

⑬ 町に警察が捜査情報を知らせているのか。

「捜査に支障をきたす恐れがあるので、知り得た情報を公表しないように」と警察から指示があったということですが。

⑭ 捜査情報は職員の何処まで知ることができるのか。

警察からの捜査情報は知り得ません。

⑮ 寄附者から聞き取りを行ったというが、その後は。

その後は行っていない。

⑯ この事件と同時期に放課後児童クラブの利用料も不明だが、同じ福祉課の業務で関連性をどう思うか。わかりません。

【櫻井邦紘】

★ 香典返し寄附金紛失について①警察に被害届を受理してもらうまで何回通ったのか。

回数は不明ですが、警察からの指示を仰ぎながら資料の提供を行っています。

② 各調査等は誰が行ったのか。

課内調査は当時の副町長と担当課長、被害者の調査は当時の担当課長、未発覚の寄附金紛失者調査は社協と当時の保健福祉課長です。警察の対応は当時の担当課長と防犯主幹です。

③ 公開の場での説明は。

当初、新聞にプレス発表しています。その後は警察の捜査に支障の恐れがあり、控えています。

④ 当時の担当課長の責任はなぜ問わないのか。

執行権の範囲で判断するものと考えます。

⑤ 発覚の5件は来年時効を迎えるが、解決の手立ては。

捜査権は警察にあり、警察に解決を委ねています。

★ 7月豪雨災害の復旧について①山林災害等の補助金は。

要です。これらを十分考慮し、災害対応に取り組みます。

【仲西祐一議員】

★ かがみの創生総合戦略の進捗状況やKPI達成状況や今後の方針は。

平成29年度末までの進捗状況は、重要業績評価指標(KPI)42項目中、達成済みが16項目、順調に進んでいる項目が10項目、更なる取り組みが必要な項目が16項目です。今後は6月末に開催した行政評価外部評価委員会での意見・提言を受け、今後どういう事業に取り組みべきか、町総合計画の29年度事業の評価や30年度に向けての経営方針とも関連付けながら検討し、事業推進に努めます。

★ 豪雨災害を経験して今後の対策や、幹部や消防団との取組は。

的確な情報の見極め、情報伝達、避難所開設・運営や避難所の環境、そして復旧段階では専門分野での人的不足や対応する職員等スタッフの健康管理も課題でした。

消防団員には激しい豪雨の中、越水を防ぐための土嚢積み、避難者の誘導、見回り等の活動の協力結果が被害を最小限に食い止めたと思います。この教訓を今後の災害対応にいかします。

★ 寄附金被害者と共同で問題解決はしないのか」との質問に「時を見て行う」と答弁しているが内容は。

警察へ捜査資料等の提供も積極的に行っている中で確認ある新たな事実が出てきた時が、その時であると考えます。